

新型自動振替定期積金規定

1. (掛金の払込み)

定期積金（以下「この積金」といいます。）の払込み（以下「掛込」といいます。）は、以下の要領でご本人名義口座（以下支払指定口座といいます。）からの口座振替とします。

- (1)普通預金規定または当座勘定規定にかかわらず、初回を除く第2回目以降の払込みは通帳・払戻請求書の提出を受けることなしに払込日（以下「振替日」といいます。）に支払指定口座から自動的に引落します。なお、初回の払込みについても、普通預金または当座預金からの振替に限るものとします。
- (2)振替日に支払指定口座の資金残高が掛込金額に満たない場合には、振替日の翌営業日以降、当金庫所定の日に掛込を行います。
- (3)同日に他の自動振替やこの積金口座が複数あり、支払指定口座の資金残高がそのすべての引落し金額に満たない場合には、そのいずれを引落しするかは当金庫の任意とします。
- (4)口座振替は当該定期積金の掛込終了までとします。

2. (給付契約金の支払時期等)

この積金は、満期日以後に給付契約金を支払います。

3. (払込みの遅延)

この積金の払込みが遅延したときは、満期日を遅延期間に相当する期間繰延べます。または約定年利回（年365日の日割計算）の割合による遅延利息をいただきます。

4. (自動解約等)

この積金の掛込が、振替日より2ヶ月（2回）遅延した場合は、2ヶ月（2回）目の振替日の翌営業日付で「定期積金掛込に関するご案内」を作成しお届けの住所宛に郵送します。なお当金庫がお届けの住所に前記案内を郵送した場合に、その案内が延着または到達しなかったときは、通常到達すべき時に到達したものとみなします。

郵送後2ヶ月以内（ご案内の作成日から2ヶ月目の応答日まで）に、通常の掛込回数（遅延分及び通常掛込分の全額が指定口座に入金され引落しとなる）に達しなければ、この積金を解約し、初回払込日から解約日の前日までの期間について、当金庫所定の利率によって計算し、この積金の掛金残高相当額とともに支払指定口座に支払い（入金）します。

5. (給付補填金等の計算)

- (1)この積金の給付補填金は、給付契約金と掛金総額の差額により計算します。
- (2)約定どおり払込みが行われなかったとき、または、この預金を第11条第1項により満期日前に解約する場合および第11条第3項、第4項、および第5項の規定により解約する場合には、初回払込日から解約日の前日までの期間について、当金庫所定の利率によって計算し、この積金の掛金残高相当額とともに支払います。
- (3)この計算の単位は1円とします。

6. (証書（通帳）の不発行)

この積金は、証書（通帳）を発行しません。

7. (満期)

この積金の満期日（該当日が休日の場合は翌営業日）には当金庫所定の払戻請求書に届出の印章による記名押印することなく、支払指定口座に掛金残高相当額及び利息相当額全てを自動入金致します。

8. (満期日以後の利息)

この積金が積金契約者の事情にて支払指定口座への入金が満期日以降となった場合、給付契約金（掛金総額に達しないときは掛金残高相当額）に満期日から解約日の前日までの期間について、解約日における普通預金利率によって計算した利息を支払指定口座へ入金致します。現金での支払いは致しません。

9. (反社会的勢力との取引拒絶)

この積金は、第11条第4項第1号、第2号AからEおよび第3号AからE、第4号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第11条第4項第1号、第2号AからEまたは第3号AからE、第4号の一にでも該当する場合には、当金庫はこの積金の契約をお断りするものとします。

10. (取引の制限等)

- (1)当金庫は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (2)前項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当金庫がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (3)前2項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当金庫が認める場合、当金庫は当該取引の制限を解除します。

11. (解約)

- (1)この積金は、当金庫がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前の解約はできません。
- (2)この積金を解約するときは、所定の受取欄(当金庫所定の払戻請求書)に届出の印章により、記名押印して支払指定口座の通帳とともに取扱店に提出してください。
解約金は全て支払指定口座へ入金致します。現金での支払いは致しません。
- (3)次の各号の一にでも該当した場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到着のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。
 - ①この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合
 - ②この預金の預金者が第15条第1項に違反した場合
 - ③日本国籍をお持ちでない在留期限がある預金者が、当金庫に届出している在留期限を経過した場合
 - ④当金庫が法令で定める本人確認等の確認を行うにあたって、預金者について確認した事項に関し、虚偽が明らかになったとき
 - ⑤この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合
 - ⑥この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
- (4)前項のほか、次の各号の一にでも該当し、この積金を継続することが不適切である場合には、当金庫は積金契約者に通知することによりこの積金を解約することができるものとします。
 - ①積金契約者が契約申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
 - ②積金契約者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他前各号に準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という。)に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合
 - A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
 - ③積金契約者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合
 - A. 暴力的な要求行為

- B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
- C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為
- E. その他本号AからDに準ずる行為

④この預金が暴力団等の活動に使用されたと認められた場合

- (5)この預金が、当金庫が別途表示する一定の期間預金者による利用がなく、かつ残高が一定の金額を超えることがない場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。また、法令に基づく場合にも同様にできるものとします。
- (6)前3項により、この預金口座が解約され残高がある場合、またはこの預金取引が停止されその解除を求める場合には、通帳を持参のうえ、当店に申出てください。この場合、当金庫は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。

12. (届出事項の変更、支払指定口座の通帳の再発行等)

- (1)支払指定口座の通帳や印章を失ったとき、または印章、名称、住所、在留期限その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当金庫所定の方法により取扱店に届出てください。
- (2)前記(1)の印章、名称、住所、在留期限その他の届出事項に変更の届出前に生じた損害については、当金庫に過失がある場合を除き、当金庫は責任を負いません。
- (3)支払指定口座の通帳または印章を失った場合の通帳の再発行もしくは給付契約金等の支払いは、当金庫所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。
- (4)支払指定口座の通帳を再発行（汚損等による再発行を含みます。）する場合には、当金庫所定の手数料をいただきます。
- (5)契約申込時等の際には、当金庫は、法令で定める本人確認等の確認を行います。この際に行う確認事項に変更があったときは、直ちに当金庫所定の方法により当店に届出てください。
- (6)届出があった氏名、住所にあてて当金庫が通知または送付書類を発送した場合には、延着または到着しなかったときでも通常到達すべき時に到着したものとみなします。

13. (通知等)

届出があった氏名、住所にあてて当金庫が通知または送付書類を発送した場合には、延着または到着しなかったときでも通常到着すべき時に到達したものとみなします。

14. (印鑑照合)

払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影（または署名）を届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

15. (譲渡、質入れの禁止)

- (1)この積金、積金契約上の地位その他この取引にかかるいっさいの権利および通帳・証書は、譲渡、質入れその他第三者の権利を設定すること、または第三者に利用させることはできません。
- (2)当金庫がやむを得ないものと認めて質入れを承諾する場合には、当金庫所定の書式により行います。

16. (成年後見人等の届出)

- (1)家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届出てください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。
- (2)家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされた場合には、直ちに書面によって任意後見人の氏名その他必要な事項を届出てください。
- (3)すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合にも、前記第1項ないし第2項と同様に、直ちに書面によって届出てください。
- (4)前記第1項ないし第3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に、直ちに書面によって届出てください。
- (5)前記第1項ないし第4項の届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

17. (保険事故発生時における積金契約者からの相殺)

(1)この積金は、満期日が未到来であっても、当金庫に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当金庫に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り、当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、この積金に、質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。

(2)前項により相殺する場合には、次の手続によるものとします。

①相殺通知は書面によるものとします。当金庫所定の払戻請求書に届出印を押印して通知と同時に当金庫に提出してください。

②複数の借入金等の債務(積金契約者の当金庫に対する債務、第三者の当金庫に対する債務で積金契約者が保証人になっているもの)がある場合には充当の順序方法を指定してください。ただし、この積金で担保される債務がある場合には、当該債務から相殺するものとします。当該債務が第三者の当金庫に対する債務である場合には、積金契約者の保証債務から相殺されるものとします。

③前号の充当の指定がない場合には、当金庫の指定する順序方法により充当いたします。

④前記第2号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当金庫は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。

(3)第1項により相殺する場合の利息相当額等については、次のとおりとします。

①この積金の利息相当額の計算については、その期間を払込日から相殺通知が当金庫に到達した日の前日までとして、利率は約定年利回を適用するものとします。

②借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日までとして、利率、料率は当金庫の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金、手数料等の支払いは不要とします。

(4)第1項により相殺する場合の外国為替相場については当金庫の計算実行時の相場を適用するものとします。

(5)第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続について別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当金庫の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

18. (規定の変更等)

(1)この規定の各条項その他条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、ホームページ掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。

(2)前記(1)の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

19. (準拠法、裁判管轄)

この預金の契約準拠法は日本法とします。この預金に関して訴訟の必要が生じた場合には、当店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

以上